

(別紙)

「青森県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則案」に対する意見募集に寄せられた意見等及び県の考え方

No.	意見（概要）	意見に対する県の考え方	提出意見の 反映状況
1	施行細則（案）第三条第四号で工事施行者に関する添付書類が規定されているが、許可申請時には工事施行者が決定していない可能性がある。当該添付書類の提出時期について許可申請時ではなく、許可後とする取扱いを認めてもらえないか。	許可申請時に工事施行者が決定していない場合は、申請書の工事施行者欄を「未定」とし、工事着工前までに工事施行者を決定の上、軽微な変更として届出することが認められています。 上記手続に合わせ、添付書類についても同様に、許可後、工事施行者決定時の変更届出時に添付とすることができます。	その他